

令和3年

老岐市議会定例会12月会議議案

(令和3年12月9日提出分)

令和3年壱岐市議会定例会12月会議議案

- 報告第16号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告について
- 議案第62号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第63号 壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について
- 議案第64号 壱岐市税条例の一部改正について
- 議案第65号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第66号 壱岐市堆肥センター条例の一部改正について
- 議案第67号 壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について
- 議案第68号 壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について
- 議案第69号 壱岐市国民宿舎条例の一部改正について
- 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市地域福祉活動拠点施設）
- 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）
- 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）
- 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）
- 議案第74号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第75号 令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第77号 令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第78号 令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）

報告第16号

令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の
報告について

令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第10号)について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

令和3年度

一般会計補正予算書

(第10号)

老岐市

専決第 4 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 12 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 3 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 231,366 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,625,751 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日専決

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3,313,916	231,366	3,545,282
	2 国庫補助金	1,469,497	231,366	1,700,863
歳 入	合 計	23,394,385	231,366	23,625,751

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		6,063,926	231,366	6,295,292
	2 児 童 福 祉 費	1,918,220	231,366	2,149,586
歳 出	合 計	23,394,385	231,366	23,625,751

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,313,916	231,366	3,545,282
歳入合計	23,394,385	231,366	23,625,751

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費	6,063,926	231,366	6,295,292
歳 出 合 計	23,394,385	231,366	23,625,751

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
231,366			
231,366			

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	3,313,916	231,366	3,545,282
	2 国庫補助金	1,469,497	231,366	1,700,863
	2 民生費国庫補助金	170,495	231,366	401,861

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	231,366	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 231,366

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	民生費	6,063,926	231,366	6,295,292	231,366			
	2 児童福祉費	1,918,220	231,366	2,149,586	231,366			
	2 児童措置費	930,752	231,366	1,162,118	231,366			

3 民生費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	139	会計年度任用職員報酬		139
3 職員手当等	696	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職）		696
8 旅費	7	費用弁償		7
10 需用費	197	消耗品費 印刷製本費		150 47
11 役務費	742	通信運搬費 郵便料 手数料 振込手数料		500 242
12 委託料	2,585	一般業務委託料 システム改修業務		2,585
18 負担金、補助及び交付金	227,000	給付費 子育て世帯等臨時特別支援事業		227,000

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(466) 570	389,666	1,813,580	1,211,655	3,414,901	638,201	4,053,102	
補正前	(465) 570	389,527	1,813,580	1,210,959	3,414,066	638,201	4,052,267	
比 較	(1)	139		696	835		835	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,484	11,691	28,869	31,880	166,074	1,215	1,674	8,508	17,732	29,004
	補正前	54,484	11,691	28,869	31,880	165,378	1,215	1,674	8,508	17,732	29,004
	比 較					696					
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	458,209	235,230	37,030	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,211,655
	補正前	458,209	235,230	37,030	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,210,959
	比 較										696

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	395		1,422,537	1,054,578	2,477,115	480,772	2,957,887	
補正前	395		1,422,537	1,053,882	2,476,419	480,772	2,957,191	
比 較				696	696		696	

(単位：千円)

の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	
		補正後	54,484	11,691	20,019	31,880	149,586	1,215	1,674	7,908	17,732	29,004
		補正前	54,484	11,691	20,019	31,880	148,890	1,215	1,674	7,908	17,732	29,004
		比 較					696					
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特 地 勤 務 手 当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計	
		補正後	329,870	235,230	34,230	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,054,578
		補正前	329,870	235,230	34,230	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,053,882
		比 較										696

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(466) 175	389,666	391,043	157,077	937,786	157,429	1,095,215	
補正前	(465) 175	389,527	391,043	157,077	937,647	157,429	1,095,076	
比 較	(1)	139			139		139	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後			8,850		16,488			600		
	補正前			8,850		16,488			600		
	比 較										
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	128,339		2,800							157,077
	補正前	128,339		2,800							157,077
	比 較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	696	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	696	時間外勤務手当	696

議案第62号

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり定める。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴い、押印手続の見直しに係る所要の改正を行うため定めるものである。

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年壱岐市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名して」を「より宣誓して」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。

(壱岐市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 壱岐市火入れに関する条例（平成16年壱岐市条例第175号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(壱岐市たかのはら憩の森条例の一部改正)

第3条 壱岐市たかのはら憩の森条例（平成16年壱岐市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「たかのはら憩の森使用（変更）許可申請書（別記様式）」を「使用の許可に係る申請書」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第63号

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正
について

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

令和3年9月29日にIKI PARK MANAGEMENT株式会社の壱岐市保有株全25%を売却し、IKI PARK MANAGEMENT株式会社が民営化したため、所要の改正を行うものである。

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年壱岐市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

壱岐市税条例の一部改正について

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものである。

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「掲げるものを除く。」を「掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「掲げるものを除く。」を「掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第67条第1項中「10月16日から同月31日」を「9月16日から同月30日」に、「翌年2月」を「11月」に、「末日」を「30日」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第67条第1項の改正規定 令和4年4月1日

(2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の壱岐市税条例第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の壱岐市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の壱岐市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第65号

壱岐市国民健康保険条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

産科医療補償制度見直しによる健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金について、所要の改正を行うものである。

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険条例（平成16年壱岐市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係る壱岐市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

議案第66号

壱岐市堆肥センター条例の一部改正について

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

当該施設整備後の年数経過による維持管理費の増加に伴い、運営の効率化を図るとともに、壱岐市農業協同組合の堆肥センター利用料との単価差について段階的な解消を図るため、使用料のうちの収集及び散布料金について、所要の改正を行うものである。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例

壱岐市堆肥センター条例（平成22年壱岐市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表堆肥センター使用料の項中「630円」を「740円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の壱岐市堆肥センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第67号

壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について

壱岐市農業機械銀行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市農業機械銀行条例の一部を改正する条例

壱岐市農業機械銀行条例（平成16年壱岐市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表に掲げるとおりとする」を「規則で定める」に改める。
別表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第68号

壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について

壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

安全で安心な海水浴場の確保に対する意識の醸成、取組を行い、全ての方にとって安全で安心な海水浴場を維持するために定めるものである。

壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、海水浴場の利用に関し、市、事業者及び利用者の責務を明らかにするとともに、海水浴場の利用に関する事項を定めることにより、安全で安心な海水浴場の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海水浴場 市が県へ届出をして設置する海水浴場をいう。
- (2) 事業者 海水浴場において、海水浴場の開設期間（以下「開設期間」という。）中に海の家等の経営その他の事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 利用者 海水浴場を利用する者（事業者を除く。）をいう。
- (4) 遊泳区域 海水浴場のうち、遊泳可能海域として定める部分をいう。

(適用期間)

第3条 この条例を適用する期間は、海水浴場の開設期間とする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、海水浴場の良好な環境の保全及び海水浴場における事故の防止に関する施策（以下「施策」という。）を実施するものとする。

- 2 市は、海水浴場の景観や利用しやすい環境を保つため、清掃及び砂浜の整地を実施するものとする。
- 3 市は、海水浴場に警備員又は監視員等を設置し、利用者の安全確保に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的を達成するため、その事業活動に関し、安全で安心な海水浴場の確保及び近隣住民の生活環境の保全に関する必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、第1条の目的を達成するため、他の利用者の妨げとならないよう配慮して海水浴場を利用するとともに、海水浴場の美化、秩序の維持その他の良好な環境を保全するものとする。

2 利用者は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(禁止行為)

第7条 何人も、海水浴場において正当な理由がなく、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ブイ、ロープその他これらに類するもの（以下「ブイ等」という。）により示された遊泳区域（以下「遊泳区域」という。）内にモーターボート、水上オートバイ、ヨット、サーフボード、ウィンドサーフィンその他これらに類するもの（以下「モーターボート等」という。）を乗り入れること。
- (2) 遊泳区域を示すブイ等の付近でモーターボート等の高速航行を行うことによって、他の者に不安、畏怖、困惑又は嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の海水浴場の利用を妨げること。
- (3) めいていした状態で遊泳すること。
- (4) 遊泳区域内に動物（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）を入れること。
- (5) 砂浜に車両（市が指定する車両を除く。）で進入すること。
- (6) 火気の使用（事業者が事業活動を行うために使用する場合を除く。）
- (7) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安、畏怖、困惑又は嫌悪を覚えさせるこ

とにより、当該他の者の海水浴場等の利用を妨げること。

(8) みだりに空き缶等のごみを捨て、又は散乱させること。

(9) もり、水中銃その他人の体に危害を及ぼすおそれがある器具を携行し、又は使用すること。

(10) 音響機器を用いて著しく大きな音楽又は音声を発生させること（市が特別に認める場合を除く。）。

(11) 公衆の安全、衛生及び風俗を損なうような行為をすること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、市が海水浴場等の管理上支障があると認める行為

第8条 何人も、正当な理由がなく、遊泳区域を示すブイ等にモーターボート等を接近させ、又は接触させること等により、ブイ等を移動し、又は損壊してはならない。

2 何人も、遊泳区域を示すブイ等の付近において、モーターボート等を疾走させ、急転回させる等利用者の海水浴場の利用に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をしてはならない。

(措置命令)

第9条 市は、第5条及び第6条に規定する責務違反をした者並びに前2条に規定する行為をした者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市は、前項に該当する者が指導又は勧告に従わないときは、当該違反に係る行為の中止その他の必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第11条 第9条第2項の規定による市の命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第69号

壱岐市国民宿舎条例の一部改正について

壱岐市国民宿舎条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

施設運営に係る経費の高騰と幼児に対する費用の状況を踏まえ、宿泊料及び食事料について所要の改正を行うものである。

壱岐市国民宿舎条例の一部を改正する条例

壱岐市国民宿舎条例（平成16年壱岐市条例第225号）の一部を次のように改正する。

別表1の表を次のように改める。

1 宿泊利用料金（1人につき、単位：円）

利用者区分	利用料金区分	宿泊料	食事料			合計	<p>1 宿泊利用時間は、午後4時から翌日午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩料を加算する。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除き滞在期間中は、加算しない。</p> <p>2 利用者の要求による特別料理料金は、別に定める。</p> <p>3 休前日等とは、以下のとおりとする。</p> <p>① 土曜日</p> <p>② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第</p>
			朝食	夕食	計		
大人（中学生以上）	平日		900	2,200	3,100	7,600	<p>1 宿泊利用時間は、午後4時から翌日午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩料を加算する。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除き滞在期間中は、加算しない。</p> <p>2 利用者の要求による特別料理料金は、別に定める。</p> <p>3 休前日等とは、以下のとおりとする。</p> <p>① 土曜日</p> <p>② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第</p>
	休前日等	4,500				8,600	
小学生児童		3,500	900	2,200	3,100	6,600	<p>1 宿泊利用時間は、午後4時から翌日午前10時までとし、以後引き続き客室を利用する場合は、休憩料を加算する。ただし、2日以上継続して滞在する場合は、その到着日及び出発日を除き滞在期間中は、加算しない。</p> <p>2 利用者の要求による特別料理料金は、別に定める。</p> <p>3 休前日等とは、以下のとおりとする。</p> <p>① 土曜日</p> <p>② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第</p>
幼児（3歳以上）	施設使用料として		400	900	1,300	2,300	
幼児（3歳未満）	無料						

		178号)に規定する休 日の前日 ③ 夏期(7月19日から 8月16日まで)
--	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の壱岐市国民宿舎条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するもの及び施行日以後の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

議案第70号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

記

1 公の施設の名称及び位置

壱岐市地域福祉活動拠点施設

名称	壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター
位置	壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地
名称	壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや
位置	壱岐市勝本町大久保触1736番地2
名称	壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ
位置	壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地
名称	壱岐市石田町総合福祉センター
位置	壱岐市石田町石田西触1486番地1

2 指定管理者

壱岐市芦辺町諸吉大石触179番地2
社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会
会長 末永 榮幸

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市地域福祉活動拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第71号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 へい死獣畜一時保管処理施設
位置 壱岐市郷ノ浦町坪触3195番地
- 2 指定管理者
壱岐市郷ノ浦町東触560番地
壱岐市農業協同組合
代表理事組合長 川崎 裕司
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

へい死獣畜一時保管処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第72号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 イルカパーク

位置 壱岐市勝本町東触2668番地3外

2 指定管理者

壱岐市芦辺町箱崎中山触404番地

I K I P A R K M A N A G E M E N T 株式会社

代表取締役 高田 佳岳

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

イルカパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第73号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 勝本総合運動公園
位置 壱岐市勝本町新城西触1645番地
- 2 指定管理者
壱岐市勝本町新城西触1645番地
株式会社 壱岐カントリー倶楽部
代表取締役 山崎 明秀
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(提案理由)

勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

令和3年度

一般会計補正予算書

(第11号)

老岐市

議案第74号

令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,005千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,621,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		2,147,679	△6,168	2,141,511
	2 固定資産税	966,432	△6,168	960,264
10 地方特例交付金		16,566	52,714	69,280
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	52,714	52,714
15 国庫支出金		3,545,282	△27,784	3,517,498
	1 国庫負担金	1,836,738	△6,924	1,829,814
	2 国庫補助金	1,700,863	△20,860	1,680,003
16 県支出金		2,463,931	11,714	2,475,645
	1 県負担金	708,742	△3,462	705,280
	2 県補助金	1,644,069	15,176	1,659,245
17 財産収入		58,402	250	58,652
	2 財産売払収入	35,539	250	35,789
18 寄附金		500,001	10,200	510,201
	1 寄附金	500,001	10,200	510,201
19 繰入金		1,705,485	△38,402	1,667,083
	1 基金繰入金	1,705,485	△38,402	1,667,083
20 繰越金		431,034	6,255	437,289
	1 繰越金	431,034	6,255	437,289
21 諸収入		385,350	△1,584	383,766
	4 雑入	354,513	△1,584	352,929
22 市債		1,703,900	△11,200	1,692,700
	1 市債	1,703,900	△11,200	1,692,700
歳入	合計	23,625,751	△4,005	23,621,746

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,752,740	△11,249	4,741,491
	1 総 務 管 理 費	4,412,168	△17,983	4,394,185
	2 徴 税 費	176,945	4,633	181,578
	3 戸 籍 住 民 基 本 費 台 帳 費	75,526	2,101	77,627
3 民 生 費		6,295,292	83,152	6,378,444
	1 社 会 福 祉 費	3,296,734	3,329	3,300,063
	2 児 童 福 祉 費	2,149,586	36,926	2,186,512
	3 生 活 保 護 費	843,118	42,897	886,015
4 衛 生 費		2,300,980	4,591	2,305,571
	1 保 健 衛 生 費	1,309,647	4,441	1,314,088
	2 清 掃 費	991,333	150	991,483
5 農 林 水 産 業 費		1,981,509	11,438	1,992,947
	1 農 業 費	1,144,297	5,865	1,150,162
	3 水 産 業 費	789,246	5,573	794,819
6 商 工 費		676,308	△46,512	629,796
	1 商 工 費	676,308	△46,512	629,796
7 土 木 費		1,544,862	△47,585	1,497,277
	1 土 木 管 理 費	126,274	△206	126,068
	2 道 路 橋 り よ う 費	934,811	4,480	939,291
	3 河 川 費	35,733	147	35,880
	4 港 湾 費	141,457	△16,144	125,313
	6 下 水 道 費	124,983	1,738	126,721
	7 住 宅 費	139,657	△37,600	102,057
8 消 防 費		708,949	△1,231	707,718
	1 消 防 費	708,949	△1,231	707,718
9 教 育 費		1,944,114	1,608	1,945,722
	1 教 育 総 務 費	203,992	120	204,112
	3 中 学 校 費	283,814	1,820	285,634
	4 幼 稚 園 費	215,206	88	215,294
	5 社 会 教 育 費	468,246	1,864	470,110
	6 保 健 体 育 費	106,486	290	106,776
	7 学 校 給 食 費	209,535	△2,574	206,961
11 公 債 費		2,923,920	0	2,923,920

款	項	補正前の額	補正額	計
11 公債費	1 公債費	2,923,920	0	2,923,920
12 諸支出金		39,694	1,783	41,477
	1 公営企業費	39,694	1,783	41,477
歳出	合計	23,625,751	△4,005	23,621,746

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	121,000
		道路改良費（起債）	50,000
	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	12,000
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	30,000
合 計			213,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	令和 3年度から令和 4年度まで	80,000
イルカパーク指定管理料	令和 4年度から令和 6年度まで	24,000
勝本総合運動公園指定管理料	令和 4年度から令和 6年度まで	25,305
壱岐市地域福祉活動拠点施設（郷ノ浦町デイサービスセンター）指定管理料	令和 4年度から令和 6年度まで	23,073
壱岐市地域福祉活動拠点施設（勝本町ふれあいセンターかざはや）指定管理料	令和 4年度から令和 6年度まで	97,350
壱岐市地域福祉活動拠点施設（芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）指定管理料	令和 4年度から令和 6年度まで	66,828
壱岐市地域福祉活動拠点施設（石田町総合福祉センター）指定管理料	令和 4年度から令和 6年度まで	37,599

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	265,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	273,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	538,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	533,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土 木 債	41,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	27,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	2,147,679	△6,168	2,141,511
10 地方特例交付金	16,566	52,714	69,280
15 国庫支出金	3,545,282	△27,784	3,517,498
16 県支出金	2,463,931	11,714	2,475,645
17 財産収入	58,402	250	58,652
18 寄附金	500,001	10,200	510,201
19 繰入金	1,705,485	△38,402	1,667,083
20 繰越金	431,034	6,255	437,289
21 諸収入	385,350	△1,584	383,766
22 市債	1,703,900	△11,200	1,692,700
歳入合計	23,625,751	△4,005	23,621,746

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,752,740	△11,249	4,741,491
3 民生費	6,295,292	83,152	6,378,444
4 衛生費	2,300,980	4,591	2,305,571
5 農林水産業費	1,981,509	11,438	1,992,947
6 商工費	676,308	△46,512	629,796
7 土木費	1,544,862	△47,585	1,497,277
8 消防費	708,949	△1,231	707,718
9 教育費	1,944,114	1,608	1,945,722
11 公債費	2,923,920	0	2,923,920
12 諸支出金	39,694	1,783	41,477
歳出合計	23,625,751	△4,005	23,621,746

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		△13,600	2,351
9,699		16	73,437
2,761			1,830
3,356		10,007	△1,925
		△26,812	△19,700
△31,886	△11,200		△4,499
			△1,231
		600	1,008
			1,783
△16,070	△11,200	△29,789	53,054

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	市税	2,147,679	△6,168	2,141,511
	2 固定資産税	966,432	△6,168	960,264
	1 固定資産税	953,651	△6,168	947,483

10	地方特例交付金	16,566	52,714	69,280
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	52,714	52,714
	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	52,714	52,714

15	国庫支出金	3,545,282	△27,784	3,517,498
	1 国庫負担金	1,836,738	△6,924	1,829,814
	1 民生費国庫負担金	1,625,665	△6,924	1,618,741
	2 国庫補助金	1,700,863	△20,860	1,680,003
	1 総務費国庫補助金	714,079	4,796	718,875
	2 民生費国庫補助金	401,861	3,469	405,330
	3 衛生費国庫補助金	170,801	2,761	173,562
	4 農林水産業費国庫補助金	35,000	△17,046	17,954
	5 土木費国庫補助金	336,495	△14,840	321,655

16	県支出金	2,463,931	11,714	2,475,645
	1 県負担金	708,742	△3,462	705,280
	2 民生費県負担金	612,597	△3,462	609,135
	2 県補助金	1,644,069	15,176	1,659,245
	2 民生費県補助金	111,523	11,820	123,343

1 市税 - 16 県支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年課税分	△6,168	現年課税分 △6,168

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	52,714	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 52,714

1 社会福祉費負担金	△6,924	自立支援給付費負担金 △6,924
1 総務費補助金	4,796	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,796
2 児童福祉費補助金	3,469	子ども子育て支援交付金 999 保育対策総合支援事業費補助金 2,150 子ども・子育て支援事業費補助金 320
1 保健衛生費補助金	2,761	疾病予防対策事業費等補助金 2,761
1 水産業費補助金	△17,046	観光振興事業費補助金 △17,046
2 住宅費補助金	△14,840	社会資本整備総合交付金 △14,840

1 社会福祉費負担金	△3,462	自立支援給付費負担金 △3,462
1 社会福祉費補助金	10,386	重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業補助金 10,386
2 老人福祉費補助金	185	長崎県高齢者入所施設新型コロナウイルススクリーニング事業 185
3 児童福祉費補助金	1,249	地域子ども・子育て支援事業費補助金 166

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	4 農林水産業費県補助金	698,041	3,356	701,397

17	財産収入	58,402	250	58,652
	2 財産売却収入	35,539	250	35,789
	3 財産売却収入（不動産・物品以外）	0	250	250

18	寄附金	500,001	10,200	510,201
	1 寄附金	500,001	10,200	510,201
	2 指定寄附金	500,000	10,200	510,200

19	繰入金	1,705,485	△38,402	1,667,083
	1 基金繰入金	1,705,485	△38,402	1,667,083
	1 基金繰入金	1,705,485	△38,402	1,667,083

20	繰越金	431,034	6,255	437,289
	1 繰越金	431,034	6,255	437,289
	1 繰越金	431,034	6,255	437,289

21	諸収入	385,350	△1,584	383,766
	4 雑入	354,513	△1,584	352,929
		3 雑入	351,532	△1,600
	6 過年度収入	0	16	16

22	市債	1,703,900	△11,200	1,692,700
----	----	-----------	---------	-----------

節		説明	
区分	金額		
		放課後児童健全育成事業費補助金	833
		保育対策総合支援事業費補助金	250
1 農業費補助金	3,356	中山間地域等直接支払制度事業費補助金	435
		経営所得安定対策推進事業補助金	2,921
1 株式売払収入	250	株式売払収入（観光課）	250
1 指定寄附金	10,200	企業版ふるさと納税寄附金	10,000
		教育振興指定寄付金	200
1 基金繰入金	△38,402	ふるさと応援基金	△11,140
		過疎地域持続的発展特別事業基金	△27,262
1 繰越金	6,255	前年度繰越金（純繰越分）	6,255
7 雑入（観光課）	△1,250	長崎縣市町村振興事業補助金	△1,250
8 雑入（商工振興課）	△360	イベント参加費	△360
19 雑入（農林課）	10	補助金返還金	10
1 過年度収入（国庫支出金）	16	過年度収入（国庫支出金）	16

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	市債	1,703,900	△11,200	1,692,700
	1 辺地対策事業債	265,300	7,900	273,200
	2 過疎対策事業債	798,800	△5,200	793,600
	5 土木債	41,200	△13,900	27,300

節		説明
区分	金額	
1 辺地対策事業債	7,900	辺地対策事業 7,900
1 過疎対策事業債	△5,200	過疎対策事業 △5,200
2 公営住宅建設事業債	△13,900	公営住宅建設事業 △13,900

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	4,752,740	△11,249	4,741,491			△13,600	2,351
1	総務管理費	4,412,168	△17,983	4,394,185			△13,600	△4,383
	1 一般管理費	954,234	△4,383	949,851				△4,383
	6 企画費	1,873,543	△13,600	1,859,943			△13,600	
2	徴税费	176,945	4,633	181,578				4,633
	1 税務総務費	132,112	4,633	136,745				4,633
3	戸籍住民基本台帳費	75,526	2,101	77,627				2,101
	1 戸籍住民基本台帳費	75,526	2,101	77,627				2,101

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△2,476	一般職給 行政職給（一般職）	△2,476
3 職員手当等	△1,217	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	△191 △10 △50 △253 △508 △205
4 共済費	△690	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△690
18 負担金、補助 及び交付金	△13,600	事業費補助金 ウルトラマラソン運営費補助金	△13,600
2 給料	2,616	一般職給 行政職給（一般職）	2,616
3 職員手当等	1,237	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	105 116 79 545 392
4 共済費	780	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	780
2 給料	1,353	一般職給 行政職給（一般職）	1,353
3 職員手当等	395	住居手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	△115 292 218
4 共済費	353	共済組合負担金	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

3	民生費	6,295,292	83,152	6,378,444	9,699		16	73,437
	1 社会福祉費	3,296,734	3,329	3,300,063	2,479			850
	1 社会福祉総務費	1,242,505	△364	1,242,141				△364
	3 老人福祉費	109,079	△1,080	107,999				△1,080
	4 国民健康保険事業費	323,198	3,668	326,866	2,294			1,374
	5 介護保険事業費	609,571	625	610,196				625
	6 老人福祉施設費	326,854	480	327,334	185			295
	2 児童福祉費	2,149,586	36,926	2,186,512	7,220		16	29,690
	1 児童福祉総務費	278,494	16,285	294,779	3,000			13,285

節		説明	
区分	金額		
		共済組合負担金（一般職）	353
1 報酬	209	会計年度任用職員報酬	209
18 負担金、補助及び交付金	△573	運営費補助金 県障害者スポーツ大会	△573
18 負担金、補助及び交付金	△1,080	運営費補助金 県老人スポーツ大会参加	△1,080
2 給料	△1,312	一般職給 行政職給（一般職）	△1,312
3 職員手当等	△418	期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	△285 △213 80
4 共済費	△323	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△323
27 繰出金	5,721	国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計繰出金 直営診療施設勘定繰出金	5,248 473
27 繰出金	625	介護保険事業特別会計繰出金	625
3 職員手当等	295	児童手当 児童手当（一般職） 児童手当（会計年度任用職）フルタイム	30 265
11 役務費	185	手数料 検査・点検手数料	185
12 委託料	3,000	一般業務委託料 放課後児童健全育成事業 子育て支援拠点事業	2,500 500
22 償還金、利子及び割引料	13,285	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	7,891 5,394

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童措置費	1,162,118	16,601	1,178,719	320		16	16,265
4 保育所費	696,301	4,040	700,341	3,900			140
3 生活保護費	843,118	42,897	886,015				42,897
1 生活保護総務費	80,539	42,897	123,436				42,897

4	衛生費	2,300,980	4,591	2,305,571	2,761			1,830
1	保健衛生費	1,309,647	4,441	1,314,088	2,761			1,680
1	保健衛生総務費	355,810	4,441	360,251	2,761			1,680
2	清掃費	991,333	150	991,483				150
1	清掃総務費	60,197	150	60,347				150

5	農林水産業費	1,981,509	11,438	1,992,947	3,356		10,007	△1,925
1	農業費	1,144,297	5,865	1,150,162	3,356		7	2,502

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	28	会計年度任用職員報酬	28
8 旅費	2	費用弁償	2
10 需用費	110	消耗品費 印刷製本費	14 96
11 役務費	180	通信運搬費 郵便料	180
22 償還金、利子及び割引料	16,281	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	9,497 6,784
3 職員手当等	140	児童手当 児童手当（一般職） 児童手当（会計年度任用職）フルタイム	80 60
10 需用費	1,500	消耗品費	1,500
17 備品購入費	2,400	一般備品購入費 庁用器具費	
22 償還金、利子及び割引料	42,897	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	42,887 10

12 委託料	2,770	一般業務委託料 システム整備業務	2,770
22 償還金、利子及び割引料	1,671	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金	1,102 569
18 負担金、補助及び交付金	150	事業費補助金 生ごみ処理機購入費	150

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	95,053	60	95,113				60
3 農業振興費	162,900	2,896	165,796	2,921		7	△32
4 畜産業費	267,371	67	267,438				67
5 農地費	571,798	2,842	574,640	435			2,407
3 水産業費	789,246	5,573	794,819			10,000	△4,427
1 水産業総務費	152,705	1,295	154,000			10,000	△8,705
3 漁港管理費	42,048	3,415	45,463				3,415
5 漁業集落環境整備費	89,116	863	89,979				863

6	商工費	676,308	△46,512	629,796			△26,812	△19,700
1	商工費	676,308	△46,512	629,796			△26,812	△19,700
	2 商工振興費	166,327	△3,914	162,413			1,700	△5,614

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	60	児童手当 児童手当（一般職）	60
18 負担金、補助及び交付金	2,889	事業費補助金 農業経営安定化支援事業補助金 経営所得安定対策推進事業	634 2,255
22 償還金、利子及び割引料	7	返納金 県支出金精算返納金	7
3 職員手当等	588	扶養手当 住居手当 期末手当 期末手当（一般職） 児童手当 児童手当（一般職）	219 165 59 145
4 共 済 費	△521	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△521
18 負担金、補助及び交付金	2,842	運営費補助金 土地改良区経常経費 事業費補助金 中山間地域等直接支払	2,260 582
3 職員手当等	210	児童手当 児童手当（一般職）	210
10 需 用 費	994	修繕料 施設修繕料（その他）	994
12 委 託 料	91	一般業務委託料 廃棄物処理	91
10 需 用 費	3,415	修繕料 施設修繕料（その他）	3,415
27 繰 出 金	863	下水道事業特別会計繰出金 漁業集落排水整備事業特別会計繰出金（基準外）	863
18 負担金、補助及び交付金	△3,914	事業費補助金 商工業振興イベント 商工祭 ふるさと就職支援事業	△350 △3,400 2,060

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 観光費	365,987	△42,598	323,389			△28,512	△14,086

7	土木費	1,544,862	△47,585	1,497,277	△31,886	△11,200		△4,499
	1 土木管理費	126,274	△206	126,068				△206
	1 土木総務費	126,274	△206	126,068				△206
	2 道路橋りょう費	934,811	4,480	939,291				4,480
	2 道路橋りょう維持費	203,098	4,480	207,578				4,480
	3 道路橋りょう新設改良費	716,780	0	716,780				

節		説明	
区分	金額		
		諏訪市物産展 朝来市交流促進事業 壱岐焼酎知名度アップ事業補助金	△612 △612 △1,000
12 委託料	△34,398	一般業務委託料 しま共通地域通貨発行業務 施設周辺環境管理 施設清掃業務 海水浴場監視	 △27,262 △2,746 △3,785 △605
14 工事請負費	△490	除却工事 解体工事	
18 負担金、補助及び交付金	△7,710	事業費補助金 勝本港祭 清石浜夏夢祭 湯本温泉祭 イベント振興事業	 △85 △150 △150 △7,325

2 給料	△427	一般職給 行政職給（一般職）	 △427
3 職員手当等	329	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	 151 20 △58 △64 280
4 共済費	△108	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 △108
10 需用費	4,480	修繕料 施設修繕料（道路橋りょう）	 4,480
12 委託料	7,000	建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務	 7,000
14 工事請負費	3,400	建設工事費（インフラ資産） 改修工事	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	河川費	35,733	147	35,880				147
	1 河川総務費	24,211	147	24,358				147
4	港湾費	141,457	△16,144	125,313	△17,046	2,700		△1,798
	1 港湾管理費	141,457	△16,144	125,313	△17,046	2,700		△1,798
6	下水道費	124,983	1,738	126,721				1,738
	1 公共下水道費	124,983	1,738	126,721				1,738
7	住宅費	139,657	△37,600	102,057	△14,840	△13,900		△8,860
	2 住宅建設費	50,795	△37,600	13,195	△14,840	△13,900		△8,860

8	消防費	708,949	△1,231	707,718				△1,231
	1 消防費	708,949	△1,231	707,718				△1,231
	1 常備消防費	487,806	△386	487,420				△386

節		説明
区分	金額	
16 公有財産 購入費	△2,400	土地購入費 土地購入費（インフラ資産） △2,400
21 補償、補填 及び賠償金	△8,000	補償費（インフラ資産） 補償費 水道管布設替補償費 △4,000 △4,000
18 負担金、補助 及び交付金	147	負担金 県営自然災害防止事業 147
12 委託料	△7,144	建設業務委託料（事業用資産） 調査設計業務 △7,144
14 工事請負費	△9,000	建設工事費（事業用資産） 改修工事
27 繰出金	1,738	下水道事業特別会計繰出金 公共下水道事業特別会計繰出金（基準外） 1,738
12 委託料	△1,800	建設業務委託料（事業用資産） 監理業務 △1,800
14 工事請負費	△35,800	建設工事費（事業用資産） 新規整備工事 改修工事

3 職員手当等	237	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 児童手当 児童手当（一般職） 40 24 40 13 120
4 共済費	26	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 26

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 非常備消防費	90,978	△845	90,133				△845

9	教育費	1,944,114	1,608	1,945,722			600	1,008
1	教育総務費	203,992	120	204,112				120
2	事務局費	143,004	120	143,124				120
3	中学校費	283,814	1,820	285,634			200	1,620
1	学校管理費	224,920	1,620	226,540				1,620
2	教育振興費	58,894	200	59,094			200	
4	幼稚園費	215,206	88	215,294				88
1	幼稚園費	215,206	88	215,294				88
5	社会教育費	468,246	1,864	470,110			400	1,464
2	青少年育成費	8,750	446	9,196			400	46
4	公民館費	140,410	1,000	141,410				1,000
6	文化財保護費	192,267	418	192,685				418
6	保健体育費	106,486	290	106,776				290
1	保健体育総務費	106,486	290	106,776				290
7	学校給食費	209,535	△2,574	206,961				△2,574
1	学校給食費	209,535	△2,574	206,961				△2,574

節		説明	
区分	金額		
8 旅 費	△649	普通旅費	△649
8 旅 費	△845	費用弁償	△845

3 職員手当等	120	児童手当 児童手当（一般職）	120
4 共 済 費	420	社会保険料	420
10 需 用 費	1,200	光熱水費	1,200
17 備品購入費	200	一般備品購入費 図書購入費	
3 職員手当等	35	扶養手当 期末手当 期末手当（一般職）	10 25
4 共 済 費	53	共済組合負担金 共済組合負担金（公立学校）	53
18 負担金、補助 及び交付金	446	事業費補助金 子ども夢プラン応援補助金	446
10 需 用 費	1,000	光熱水費	1,000
10 需 用 費	418	修繕料 施設修繕料（その他）	418
10 需 用 費	290	光熱水費	290
10 需 用 費	1,966	修繕料 施設修繕料（その他）	1,966

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

11		公債費	2,923,920	0	2,923,920				
	1	公債費	2,923,920	0	2,923,920				
		1 元金	2,824,712	2,992	2,827,704				2,992
		2 利子	99,208	△2,992	96,216				△2,992

12		諸支出金	39,694	1,783	41,477				1,783
	1	公営企業費	39,694	1,783	41,477				1,783
		1 公営企業費	39,694	1,783	41,477				1,783

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△2,574	一般業務委託料 給食配送業務 △2,574
14 工事請負費	△1,966	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事

22 償還金、利子及び割引料	2,992	償還金 地方債元金償還金 2,992
22 償還金、利子及び割引料	△2,992	利子 地方債利子償還金 △2,992

27 繰出金	1,783	三島航路事業特別会計繰出金 1,783

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(470) 570	389,903	1,813,334	1,213,666	3,416,903	638,191	4,055,094	
補正前	(466) 570	389,666	1,813,580	1,211,655	3,414,901	638,201	4,053,102	
比 較	(4)	237	△ 246	2,011	2,002	△ 10	1,992	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,818	11,871	28,958	31,880	166,074	1,215	1,674	8,508	17,732	29,004
	補正前	54,484	11,691	28,869	31,880	166,074	1,215	1,674	8,508	17,732	29,004
	比 較	334	180	89							
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	458,547	235,055	38,275	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,213,666
	補正前	458,209	235,230	37,030	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,211,655
	比 較	338	△ 175	1,245							2,011

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	395		1,422,291	1,056,264	2,478,555	480,342	2,958,897	
補正前	395		1,422,537	1,054,578	2,477,115	480,772	2,957,887	
比 較			△ 246	1,686	1,440	△ 430	1,010	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,818	11,871	20,108	31,880	149,586	1,215	1,674	7,908	17,732	29,004
	補正前	54,484	11,691	20,019	31,880	149,586	1,215	1,674	7,908	17,732	29,004
	比 較	334	180	89							
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	330,208	235,055	35,150	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,056,264
	補正前	329,870	235,230	34,230	122,384	1,000	2,030	3,215	513	913	1,054,578
	比 較	338	△ 175	920							1,686

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(470) 175	389,903	391,043	157,402	938,348	157,849	1,096,197	
補正前	(466) 175	389,666	391,043	157,077	937,786	157,429	1,095,215	
比 較	(4)	237		325	562	420	982	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	
	職 員 手 当	補正後			8,850		16,488			600		
	補正前			8,850		16,488			600			
	比 較											
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計	
	補正後	128,339		3,125							157,402	
	補正前	128,339		2,800							157,077	
	比 較			325							325	

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 246	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 246	職員の異動等に伴う分	△ 246
職員手当	1,686	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,686	職員の異動等に伴う分 扶養手当 334 住居手当 180 通勤手当 89 期末手当 338 勤勉手当 △ 175 児童手当 920	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,812,804	20,235,417	1,633,200	2,269,218	19,599,399
(1) 総務	112,350	99,872	0	20,382	79,490
(2) 民生	39,009	49,252	3,900	5,933	47,219
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,115,496	954,328	67,300	155,465	866,163
(5) 商工	82,052	106,403	0	5,790	100,613
(6) 土木	491,430	424,841	17,000	62,860	378,981
(7) 公営住宅	717,213	871,461	200,300	25,310	1,046,451
(8) 消防	122,700	168,068	9,900	11,781	166,187
(9) 教育	940,313	909,468	1,300	55,307	855,461
(10) 辺地	1,734,471	1,818,873	300,400	238,350	1,880,923
(11) 過疎	6,368,048	6,630,075	1,033,100	776,048	6,887,127
(12) 合併特例	9,089,722	8,202,776	0	911,992	7,290,784
2. 災害復旧債	529,708	662,939	108,500	54,165	717,274
(1) 補助	258,079	271,902	51,100	26,595	296,407
(2) 単独	271,629	391,037	57,400	27,570	420,867
3. その他	6,414,298	6,331,129	430,500	504,321	6,257,308
(1) 臨時財政対策債	6,414,298	6,296,105	430,500	504,321	6,222,284
(2) 減収補填債	0	35,024	0	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合 計	27,756,810	27,229,485	2,172,200	2,827,704	26,573,981

令和3年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書

(第2号)

老 岐 市

議案第 75 号

令和 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,588 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,793,769 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 473 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,009 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 9 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		616,730	△3,822	612,908
	1 国民健康保険税	616,730	△3,822	612,908
3 県 支 出 金		2,791,959	19,528	2,811,487
	1 県 補 助 金	2,791,959	19,528	2,811,487
5 繰 入 金		360,311	2,754	363,065
	1 他会計繰入金	288,838	5,248	294,086
	2 基金繰入金	71,473	△2,494	68,979
6 繰 越 金		2,533	2,128	4,661
	1 繰 越 金	2,533	2,128	4,661
歳 入	合 計	3,773,181	20,588	3,793,769

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		22,845	460	23,305
	2 徴 収 費	1,174	460	1,634
2 保 険 給 付 費		2,741,022	18,000	2,759,022
	1 療 養 諸 費	2,372,612	3,000	2,375,612
	2 高 額 療 養 費	354,001	15,000	369,001
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		949,863	0	949,863
	1 医 療 給 付 費	669,012	0	669,012
8 諸 支 出 金		6,247	2,128	8,375
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,246	2,128	8,374
歳 出	合 計	3,773,181	20,588	3,793,769

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	616,730	△3,822	612,908
3 県支出金	2,791,959	19,528	2,811,487
5 繰入金	360,311	2,754	363,065
6 繰越金	2,533	2,128	4,661
歳入合計	3,773,181	20,588	3,793,769

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	22,845	460	23,305
2 保 険 給 付 費	2,741,022	18,000	2,759,022
3 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	949,863	0	949,863
8 諸 支 出 金	6,247	2,128	8,375
歳 出 合 計	3,773,181	20,588	3,793,769

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		460	
18,000			
1,528		2,294	△3,822
		2,128	
19,528		4,882	△3,822

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	国民健康保険税	616,730	△3,822	612,908
	1 国民健康保険税	616,730	△3,822	612,908
	1 一般被保険者健康保険税	616,336	△3,822	612,514

3	県支出金	2,791,959	19,528	2,811,487
	1 県補助金	2,791,959	19,528	2,811,487
	1 保険給付費等交付金	2,791,959	19,528	2,811,487

5	繰入金	360,311	2,754	363,065
	1 他会計繰入金	288,838	5,248	294,086
	1 一般会計繰入金	288,838	5,248	294,086
	2 基金繰入金	71,473	△2,494	68,979
	1 財政調整基金繰入金	71,473	△2,494	68,979

6	繰越金	2,533	2,128	4,661
	1 繰越金	2,533	2,128	4,661
	1 その他繰越金	2,533	2,128	4,661

1 国民健康保険税 - 6 繰越金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分現年課税分	△3,822	医療給付費分現年課税分	△3,822

1 普通交付金	18,000	普通交付金	18,000
2 特別交付金	1,528	特別交付金	1,528

3 職員給与費等繰入金	2,754	職員給与費等繰入金	2,754
5 財政安定化支援事業繰入金	2,494	財政安定化支援事業繰入金	2,494
1 財政調整基金繰入金	△2,494	財政調整基金繰入金	△2,494

1 その他繰越金	2,128	その他繰越金	2,128

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1	総務費	22,845	460	23,305			460		
	2	徴収費	1,174	460	1,634			460	
		1 賦課徴収費	1,114	460	1,574			460	

2	保険給付費	2,741,022	18,000	2,759,022	18,000			
	1	療養諸費	2,372,612	3,000	2,375,612	3,000		
		3 一般被保険者療養費	11,600	3,000	14,600	3,000		
	2	高額療養費	354,001	15,000	369,001	15,000		
		1 一般被保険者高額療養費	354,000	15,000	369,000	15,000		

3	国民健康保険事業費納付金	949,863	0	949,863	1,528		2,294	△3,822
	1	医療給付費	669,012	0	669,012	1,528	2,294	△3,822
		1 医療給付費	669,012	0	669,012	1,528	2,294	△3,822

8	諸支出金	6,247	2,128	8,375			2,128	
	1	償還金及び還付加算金	6,246	2,128	8,374		2,128	
		1 一般被保険者保険税還付金	3,500	2,128	5,628		2,128	

1 総務費 - 8 諸支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	460	消耗品費	460

18 負担金、補助及び交付金	3,000	給付費 一般被保険者療養費	3,000
18 負担金、補助及び交付金	15,000	給付費 一般被保険者高額療養費	15,000

		(財源調整)	

22 償還金、利子及び割引料	2,128	還付金 過誤納還付金	2,128

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		10,125	473	10,598
	2 一般会計繰入金	10,125	473	10,598
歳 入	合 計	49,536	473	50,009

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		48,536	473	49,009
	1 総 務 管 理 費	48,536	473	49,009
歳 出	合 計	49,536	473	50,009

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	10,125	473	10,598
歳入合計	49,536	473	50,009

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	48,536	473	49,009
歳 出 合 計	49,536	473	50,009

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		473	
		473	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	10,125	473	10,598
	2 一般会計繰入金	10,125	473	10,598
	1 一般会計繰入金	10,125	473	10,598

3 繰入金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	473	一般会計繰入金 473

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	48,536	473	49,009			473	
	1 総務管理費	48,536	473	49,009			473	
	1 施設管理費	48,536	473	49,009			473	

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	473	一般業務委託料 システム改修業務
		473

令和3年度

介護保険事業特別会計補正予算書

(第3号)

老 岐 市

議案第76号

令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,719,588千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月9日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,016,600	1,513	1,018,113
	1 国庫負担金	586,280	1,000	587,280
	2 国庫補助金	430,320	513	430,833
4 支払基金交付金		955,909	1,350	957,259
	1 支払基金交付金	955,909	1,350	957,259
5 県支出金		530,997	625	531,622
	1 県負担金	530,997	625	531,622
7 繰入金		575,559	625	576,184
	1 一般会計繰入金	551,216	625	551,841
8 繰越金		49,171	887	50,058
	1 繰越金	49,171	887	50,058
歳 入	合 計	3,714,588	5,000	3,719,588

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 介 護 給 付 費		3,308,860	5,000	3,313,860
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	84,200	5,000	89,200
歳 出	合 計	3,714,588	5,000	3,719,588

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,016,600	1,513	1,018,113
4 支払基金交付金	955,909	1,350	957,259
5 県支出金	530,997	625	531,622
7 繰入金	575,559	625	576,184
8 繰越金	49,171	887	50,058
歳入合計	3,714,588	5,000	3,719,588

歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 介護給付費	3,308,860	5,000	3,313,860
歳出合計	3,714,588	5,000	3,719,588

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2,138		2,862	
2,138		2,862	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,016,600	1,513	1,018,113
	1 国庫負担金	586,280	1,000	587,280
		1 介護給付費負担金	586,280	1,000
	2 国庫補助金	430,320	513	430,833
		1 調整交付金	339,489	513
4	支払基金交付金	955,909	1,350	957,259
	1 支払基金交付金	955,909	1,350	957,259
		1 介護給付費交付金	893,392	1,350
5	県支出金	530,997	625	531,622
	1 県負担金	530,997	625	531,622
		1 介護給付費負担金	489,099	625
7	繰入金	575,559	625	576,184
	1 一般会計繰入金	551,216	625	551,841
		1 一般会計繰入金	551,216	625
8	繰越金	49,171	887	50,058
	1 繰越金	49,171	887	50,058
		1 繰越金	49,171	887

3 国庫支出金 - 8 繰越金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	1,000	介護給付費負担金	1,000
1 現年度分	513	普通調整交付金	513
1 現年度分	1,350	介護給付費交付金	1,350
1 現年度分	625	介護給付費負担金	625
1 一般会計繰入金	625	一般会計繰入金（給付費）	625
1 繰越金	887	前年度繰越金	887

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	介護給付費	3,308,860	5,000	3,313,860	2,138		2,862	
	3 高額介護サービス費	84,200	5,000	89,200	2,138		2,862	
	1 高額介護サービス費	84,200	5,000	89,200	2,138		2,862	

2 介護給付費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	5,000	給付費 高額介護サービス費（償還払い） 5,000

令和3年度

下水道事業特別会計補正予算書

(第2号)

老 岐 市

議案第 77 号

令和 3 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,601 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 339,647 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 9 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		214,099	2,601	216,700
	1 一般会計繰入金	214,099	2,601	216,700
歳入	合計	337,046	2,601	339,647

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		194,714	1,738	196,452
	2 施設整備費	34,291	1,738	36,029
2 漁業集落排水整備事業費		142,132	863	142,995
	1 管理費	63,981	863	64,844
歳 出	合 計	337,046	2,601	339,647

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	214,099	2,601	216,700
歳入合計	337,046	2,601	339,647

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費	194,714	1,738	196,452
2 漁業集落排水整備事業費	142,132	863	142,995
歳 出 合 計	337,046	2,601	339,647

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		1,738	
		863	
		2,601	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	214,099	2,601	216,700
	1 一般会計繰入金	214,099	2,601	216,700
	1 一般会計繰入金	214,099	2,601	216,700

5 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	2,601	一般会計繰入金（公共下水） 一般会計繰入金（漁業集落）	1,738 863

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	下水道事業費	194,714	1,738	196,452			1,738		
	2	施設整備費	34,291	1,738	36,029			1,738	
	1	施設整備費	34,291	1,738	36,029			1,738	

2		漁業集落排水整備事業費	142,132	863	142,995			863	
	1	管理費	63,981	863	64,844			863	
	2	施設管理費	37,897	863	38,760			863	

1 下水道事業費 — 2 漁業集落排水整備事業費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	1,738	建設工事費（インフラ資産） 改修工事
10 需用費	863	修繕料 施設修繕料（その他）
		863

令和3年度

三島航路事業特別会計補正予算書

(第1号)

老 岐 市

議案第 78 号

令和 3 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,783 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,612 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 1 2 月 9 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		41,294	1,783	43,077
	1 一般会計繰入金	41,294	1,783	43,077
歳 入	合 計	113,829	1,783	115,612

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 運 航 費		113,307	1,783	115,090
	1 運 航 管 理 費	113,307	1,783	115,090
歳 出	合 計	113,829	1,783	115,612

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
フェリーみしま定期検査上 架修繕	令和 4年度	22,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	41,294	1,783	43,077
歳入合計	113,829	1,783	115,612

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 運 航 費	113,307	1,783	115,090
歳 出 合 計	113,829	1,783	115,612

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			1,783
			1,783

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	41,294	1,783	43,077
	1 一般会計繰入金	41,294	1,783	43,077
	1 一般会計繰入金	41,294	1,783	43,077

4 繰入金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	1,783	一般会計繰入金 1,783

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	運航費	113,307	1,783	115,090				1,783
	1 運航管理費	113,307	1,783	115,090				1,783
	1 一般管理費	72,451	1,783	74,234				1,783

1 運航費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報 酬	△1,718	会計年度任用職員報酬		△1,718
2 給 料	474	一般職給		
		行政職給 (一般職)		△29
		会計年度任用職給		
		海事職給 (会計年度任用職)		503
3 職 員 手 当 等	3,244	扶養手当		216
		住居手当		△12
		通勤手当		
		通勤手当 (一般職)		85
		時間外勤務手当		
		時間外勤務手当 (一般職)		2,500
		時間外勤務手当 (会計年度任用職) フルタイム		759
		期末手当		
		期末手当 (一般職)		39
		期末手当 (会計年度任用職) パートタイム		△244
		勤勉手当		△5
		児童手当		
		児童手当 (一般職)		△100
		食料手当		
		食料手当 (会計年度任用職) フルタイム		6
4 共 済 費	△149	共済組合負担金		
		共済組合負担金 (一般職)		△10
		共済組合負担金 (会計年度任用職)		219
		社会保険料		
		船員保険料		△337
		労働保険料		△21
8 旅 費	△68	費用弁償		△68

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	10		33,899	24,194	58,093	11,146	69,239	
補正前	(1) 9	1,718	33,425	20,950	56,093	11,295	67,388	
比 較	-(1) 1	△ 1,718	474	3,244	2,000	△ 149	1,851	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	2,328	270	160	60	3,879		480	8,123	4,914	1,450
	補正前	2,112	282	75	60	620		480	8,328	4,919	1,550
	比 較	216	△ 12	85		3,259			△ 205	△ 5	△ 100
の 内 訳	区 分	退 職 手 当	食 料 手 当								職 員 手 当 合 計
	補正後	2,380	150								24,194
	補正前	2,380	144								20,950
	比 較		6								3,244

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	7		28,533	21,877	50,410	9,656	60,066	
補正前	7		28,562	19,154	47,716	9,666	57,382	
比 較			△ 29	2,723	2,694	△ 10	2,684	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	2,328	270	160	60	3,000		480	7,089	4,914	1,100
	補正前	2,112	282	75	60	500		480	7,050	4,919	1,200
	比 較	216	△ 12	85		2,500			39	△ 5	△ 100
の 内 訳	区 分	退 職 手 当	食 料 手 当								職 員 手 当 合 計
	補正後	2,380	96								21,877
	補正前	2,380	96								19,154
	比 較										2,723

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	3		5,366	2,317	7,683	1,490	9,173	
補正前	(1) 2	1,718	4,863	1,796	8,377	1,629	10,006	
比 較	-(1) 1	△ 1,718	503	521	△ 694	△ 139	△ 833	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後					879			1,034		350
	補正前					120			1,278		350
	比 較					759			△ 244		
の 内 訳	区 分	退 職 手 当	食 料 手 当								職 員 手 当 合 計
	補正後		54								2,317
	補正前		48								1,796
	比 較		6								521

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 29	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 29	職員の異動等に伴う分	△ 29
職員手当	2,723	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,723	職員の異動等に伴う分 扶養手当 216 住居手当 △ 12 通勤手当 85 期末手当 39 勤勉手当 △ 5 児童手当 △ 100 時間外 2,500	